平成２９年（フ）第４６１３号
東京都大田区多摩川２丁目29―７―301
破産者　大野　晃正
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９０４号
東京都中央区新川２丁目11―１―602
破産者　廣田　　毅
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９４０号
東京都足立区西保木間３丁目２―４―401
破産者　高山奈津代
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９４２号
東京都新宿区大久保２丁目18―10―1202
破産者　掛川　清一
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５３４８号
東京都新宿区新宿１丁目36番２号
破産者　株式会社ブライトネス
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５０２号
東京都板橋区高島平２丁目28―３―107
破産者　五十嵐孝治
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５５６０号
大阪府大阪市平野区長吉長原１―８―５―303、住民票上の住所大阪府松原市天美南２丁目86
破産者　橋口　孝一
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６０６号
東京都新宿区西新宿４丁目32番４―808号
破産者　株式会社エッチ・エッチ・シー
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６０７号
東京都中野区野方１丁目22―２
破産者　林　　照
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６４１号
東京都足立区花畑３丁目32番１―704号
破産者　有限会社システムゼロ
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６８０号
東京都墨田区両国４―８―10　ＭＹＳビル６Ｆ
破産者　株式会社Ｐ．Ｔ．Ｃ
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６８１号
東京都中央区日本橋横山町６―１　ＮＢアネックス８Ｆ
破産者　株式会社フェアウェイ
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５６８２号
千葉県市川市須和田１丁目12―19
破産者　藤浦　明彦
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７１７号
東京都文京区本郷３丁目26番４号　ドルミ本郷東京ササキビル701
破産者　ディライトリンク株式会社
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７１８号
東京都足立区西新井５丁目２―14―502
破産者　本郷　　宗
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７３３号
東京都墨田区江東橋２丁目２番３号
破産者　株式会社ネクストエイジ
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７３４号
東京都港区西新橋２丁目33―４―801
破産者　葛西　信策
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７５０号
千葉県君津市箕輪865番地
破産者　有限会社栗原商店
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７５１号
東京都世田谷区喜多見５丁目４―20
破産者　宮本　　忍
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７５２号
東京都世田谷区喜多見５丁目４―20
破産者　宮本　昌幸
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第５７５７号
東京都板橋区高島平９丁目16番14号
破産者　有限会社トネリコライフサポート
1　決定年月日　平成29年11月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部